

学校法人君が淵学園 行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、教職員全員が仕事にその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 2021年度までに、育児を行う教職員に対する、理解と協力が得られる職場環境を構築する。
(女性教職員が育児休業等諸制度の利用を申請した際に、所属長が「快く承諾できる」環境を整える。)

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 育児に関する諸制度について、学園内における連絡媒体を通じ定期的に周知を図る。

2020年度

- ・ 管理職を対象に育児に関する意識調査を行い、必要であれば「仕事と家庭の両立」に関する研修を実施する。

2021年度

- ・ 管理職を対象に再度育児に関する意識調査を行い、目標達成度を確認する。

目標2 妊娠中や出産後の女性教職員の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 女性の教職員に対して、学園内における相談体制について要望や意見を調査する。

2020年度

- ・ 上記の調査結果を参考に、実施方法等について検討を行い、相談体制を整備する。

2021年度

- ・ 相談体制を確立するとともに、学園内における相談体制及びその他の諸制度の周知や情報の提供を行う。

目標3 育児休業後における、原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直しを行う。

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 育児に関する諸制度について、学園内における連絡媒体を通じ周知を図る。
- ・ 休業者に対して実施する学園の情報提供方法の業務マニュアルを運用する。

2020年度

- ・ 休業者が出た場合のシミュレーションを行い、業務マニュアルの見直しを行う。
- ・ 休業者に対する学園の情報提供の方法を充実させる。

2021年度

- ・ 休業者への情報提供の状況を調査し、改善事項の確認、改善の実施を行う。
- ・ 休業者に対する学園の情報提供方法について改善を行う。

目標4 配偶者の出産時に父親が取得できる休暇制度（慶弔休暇を含めて）の見直しを行う。

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 教職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討を開始する。

2020年度

- ・ 検討結果を踏まえながら、学園の規程やその運用等の見直しを行う。

2021年度

- ・ 学園内における連絡媒体を通じ、制度の周知、啓発を図る。

目標5 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 人事労務担当部署（総務課、法人課、庶務課）において、諸制度の周知方法を検討する。

2020年度

- ・ 検討した内容をもとに、学園内に対し制度の周知、啓発を行う。

2021年度

- ・ 制度の周知、啓発の方法について改善を行う。

目標6 年次有給休暇の取得促進策を実施する。

(一般の職員について、年間の1人あたりの年次有給休暇の取得率を5割以上とする。)

※ 目標達成のための対策

2019年度

- ・ 法改正による年次有給休暇の年5日の取得義務化について、学園内における周知、啓発を行う。
- ・ 時間単位休暇および半日休暇について周知を行い、取得を促進する。

2020年度

- ・ 時間単位休暇および半日休暇について、さらなる周知を行い、取得を促進する。

2021年度

- ・ 上記2か年度の取り組みを踏まえ、取得状況の検証を行う。
- ・ 検証結果をもとに、改善事項の確認、改善の実施を行う。